

# 富山県中学校体育連盟規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 この連盟は、富山県中学校体育連盟と称する。
- 第 2 条 この連盟は、富山県内の中学校体育の健全な発達を図ることを目的とする。
- 第 3 条 この連盟は、富山県内の郡市中学校体育連盟（以下郡市中体連とよぶ）をもって組織する。
- 第 4 条 この連盟に、新川地区中体連、富山市中体連、高岡地区中体連、砺波地区中体連（以下地区中体連とよぶ）を設ける。地区中体連に関する規約は別に定める。
- 第 5 条 この連盟は、第 2 条の目的を達成するため、研究部会並びに専門部会を設ける。両会に関する規約は別に定める。
- 第 6 条 この連盟の事務局は会長校又は特に定めた場所に置く。
- 第 7 条 この連盟は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 調査研究並びに方策の建議
  - 2 生徒の運動競技会の開催
  - 3 表彰
  - 4 関係団体との連絡調整
  - 5 その他目的達成に必要な事項

## 第 2 章 役 員

- 第 8 条 この連盟に、次の役員を置く。
- |                |     |            |     |
|----------------|-----|------------|-----|
| 1 会 長          | 1 名 | 2 副 会 長    | 4 名 |
| 3 評 議 員        | 若干名 | 4 理 事 長    | 1 名 |
| 5 副 理 事 長      | 若干名 | 6 理 事      | 若干名 |
| 7 常 務 理 事      | 若干名 | 8 競 技 部 長  | 若干名 |
| 9 専 門 部 委 員 長  | 若干名 | 10 研 究 部 長 | 1 名 |
| 11 研 究 部 委 員 長 | 1 名 | 12 監 事     | 2 名 |
- 上記の役員のほか、会長は、運動部活動研究協議会の推薦により顧問を委嘱することができる。
- 第 9 条 会長は、運動部活動研究協議会において選出する。競技部長、研究部長、監事は運動部活動研究協議会の推薦により、会長が委嘱する。
- 第 10 条 会長は、この連盟を代表し、会務を総理する。
- 第 11 条 副会長は、地区中体連会長をもって、これを充てる。
- 第 12 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。
- 第 13 条 評議員は、郡市中体連会長をもってこれに充て、会長が委嘱する。ただし、富山市と高岡市は 2 名選出し委嘱する。評議員が会長に選出されたときは、当該郡市中体連は、別に評議員 1 名を選出することができる。
- 第 14 条 監事は、この連盟の財務を監査する。
- 第 15 条 理事長は、会長が任命する。
- 第 16 条 副理事長は常務理事から若干名、会長が任命する。
- 第 17 条 理事は、郡市中体連から 2 名選出し、会長が委嘱する。
- 第 18 条 常務理事は、地区中体連から 2 名選出し、会長が委嘱する。
- 第 19 条 専門部委員長は、競技種目毎に 1 名選出し、会長が委嘱する。  
研究部委員長は、研究部で 1 名選出し、会長が委嘱する。
- 第 20 条 役員の任期は 2 カ年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員の任期は前役員の残任期間とする。

## 第 3 章 会 議

- 第 21 条 この連盟に、次の会議を置く。
- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| 1 運動部活動研究大会  | 2 運動部活動研究協議会 | 3 運動部活動研究会 |
| 4 運動部活動運営研修会 | 5 運動部活動企画研修会 |            |
- 第 22 条 運動部活動研究大会は、この連盟の全役員をもって組織し、会長が招集する。運動部活動研究協議会において審議、議決された事項の報告を受ける。

- 第23条 運動部活動研究協議会は評議員をもって組織し、会長が招集する。
- 第24条 運動部活動研究協議会において、次の事項を審議議決する。
- 1 会長、専門部長、研究部長、監事の推挙
  - 2 予算及び決算に関する事項
  - 3 事業報告及び事業計画
  - 4 規約の改正に関する事項
  - 5 郡市中体連の相互連絡並びに調整
  - 6 その他、重要な事項についての審議
- 第25条 運動部活動研究会は、会長、評議員、理事長、常務理事、専門部委員長、理事をもって組織し、会長が招集する。
- 第26条 運動部活動研究会において、次の事項を審議執行する。
- 1 会の組織、運営に関する事項
  - 2 運動部活動のあり方に関する調査、研究
  - 3 その他、会の運営に関する事項の処理
- 第27条 運動部活動運営研修会は、会長、副会長、理事長、常務理事、専門部委員長、理事をもって組織し、会長が招集する。
- 第28条 運動部活動運営研修会において、次の事項を審議執行する。
- 1 事業計画並びに運営
  - 2 その他、会の運営に必要な事項
- 第29条 運動部活動企画研修会は、会長、副会長、理事長、常務理事をもって組織し、会長が招集する。
- 第30条 運動部活動企画研修会において次の事項を執行する。
- 1 運動部活動研究協議会の議決事項の処理
  - 2 緊急を要する事項の協議並びに処理
  - 3 表彰者の選考
  - 4 その他、会の運営に必要な事項の処理

## 第 4 章 事 務 局

- 第31条 この連盟の事務を処理するため事務局を設け、事務局長を置く。
- 第32条 事務局長は、理事長をもってこれを充て、会務処理の任に当たる。  
副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代行する。

## 第 5 章 会 計

- 第33条 この連盟の経費は、下記に掲げるものをもって、これに充てる。
- 1 会 費
  - 2 県補助金
  - 3 助成金
  - 4 大会参加料
  - 5 その他の収入
- 第34条 この連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第 6 章 付 則

- 第35条 この連盟は、下記の関係諸団体に、所定の役員を送る。
- 1 (公財) 日本中学校体育連盟
  - 2 北信越中学校体育連盟
  - 3 (公財) 富山県体育協会
  - 4 県内各種スポーツ団体
  - 5 富山県中学校長会
- 第36条 この連盟の規約は、昭和39年2月13日から施行する。  
昭和42年4月21日第6条～第15条まで改正し、同日から施行する。  
昭和44年4月1日改正、同日から施行する。  
昭和46年4月1日改正、同日から施行する。  
昭和63年4月1日改正、同日から施行する。  
平成6年4月1日改正、同日から施行する。  
平成10年4月1日改正、同日から施行する。  
平成14年4月1日改正、同日から施行する。  
平成17年4月1日改正、同日から施行する。  
平成18年4月1日改正、同日から施行する。  
平成24年4月12日改正、同日から施行する。